（公印省略）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年１０月２４日

薬　局　各　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広　島　市　保　健　所　長

　　　　（健康福祉局保健部環境衛生課）

偽造・変造処方箋への注意について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の医薬行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

　このたび、広島市内において、向精神薬処方箋の偽造事案（疑い）が発生しました。

向精神薬は、医師の適正な診断に基づき、用法・用量を守って服用することで初めてその効果が期待できるものであり、適正に使用しなければ、依存症等により健康を害する恐れがあるほか、乱用者への横流し、インターネットでの不正流通等の犯罪につながることも懸念されます。

つきましては、別紙を参考の上、向精神薬を不正に入手できないよう、偽造・変造処方箋への注意をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜問い合わせ先＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当 薬務係　小笠原

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話 082-241-1585

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　082-241-2567

別紙

偽造・変造処方箋の見分け方、発生防止等の注意事項について

１　偽造・変造処方箋の例

　⑴　偽造

　　・正規処方箋をカラーコピー機、スキャナー等を用いて複写・作成

　　・処方箋用紙と同一規格の用紙を用いて、パソコン等を使用して作成・加筆

　⑵　変造

　　・正規処方箋の用法・用量などボールペン等を使用して改ざん

　　・正規処方箋に、処方されていない医薬品をボールペン等を使用して加筆

２　偽造・変造処方箋の薬局への持ち込みについて

　・遠方の医療機関からの処方箋を薬局に持ち込む。（持ち込まれたことのない又は少ない医療機関の処方箋は見破りにくい）

　・来局した際に、落ち着きがない等挙動不審な行動が見られる。

　・事前に電話で医薬品の在庫状況を確認している。

３　処方箋の偽造・変造事案の発生防止について

　⑴　処方医の取組事例

　　・医師の押印は、朱肉を濃くして浸透を明確にし、特に注意が必要な場合は、裏面にも押印し、「裏面に押印がないものは無効」などと注意書きする。

　　・コピーガードや透かし入り、又はコンビニなどのコピー機の用紙より小さいサイズの処方箋用紙を使用する。

　⑵　薬局の取組事例

　　・疑わしい点がある場合は、処方医に問い合わせるなど疑義照会を徹底する。（薬剤師法第24条）

　　・偽造処方箋と判明した際には、速やかに警察、広島市保健所に連絡する。

　　・お薬手帳や薬歴等から投薬状況を確認する。

４　処方箋受付時のポイント

　□　紙の四辺が歪んでいないか。

　□　用紙サイズが異なっていないか。

　□　用紙を切り取った形跡が見受けられないか。

　□　紙質、手触りに違和感がないか。

　□　直線や枠のゆがみやとぎれ等がないか、印刷面に不自然な汚れや線等がないか。

　□　朱肉やインクの色合いの異なり、不自然な光沢がないか、裏から見て印鑑のにじみが見られるか。

　□　不自然な陰影、文字のずれ等（切り貼りした物をコピーした形跡）はないか。

　□　処方医の訂正印のない箇所に手書きでの訂正がないか。

　□　事前に電話で向精神薬等の在庫状況を確認してきていないか。

　□　患者に落ち着きがない等挙動に不審な点はないか、近隣でない医療機関からの処方箋ではないか、自費扱いになっていないか。

　□　切断面がギザギザしていないか。

　□　リフィル処方箋不可の医薬品がリフィル可になっていないか。